

入札（見積）説明書

1 業務の概要

- (1) 業務の名称及び数量
平成31年度鳥取城北高等学校ノーマルタイヤ購入・組替・脱着業務 一式
- (2) 業務の仕様
別添仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の期間
平成31年4月1日から平成31年4月30日まで

2 入札（見積）方法

- (1) 入札書（見積り）のあて先は、学校法人 矢谷学園 理事長 石浦 外喜義とする。
- (2) 入札（見積り）に当たっては、入札者（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札（見積）に入力すること。
- (3) 入札（見積）者は、提出した入札（見積）の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札（見積り）は2回とする。
- (5) 再度入札（見積り）において、前回の最低入札（見積）金額以上の入札（見積）金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札（見積り）を行う場合、次回以降の入札（見積り）には参加させないものとする。
- (6) 入札（見積り）者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、仕様書及びこの入札（見積）説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札（見積り）後、仕様書、この入札（見積）説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

3 入札（見積）参加資格

本件入札（見積り）に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「車両・船舶及び航空機類/車両部品及び修理」に登録されている者であること。
- (2) この調達の入札（見積り）を開始した日から開札日（再度入札（見積り）を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

4 入札（見積り）等

- (1) 入札（見積り）等について
 - ア 入札（見積）説明書等の交付方法
平成31年3月11日（月）から同月22日（金）午後5時までの間にインターネットの下記ホームページ学校法人矢谷学園（<http://www.yatani-gakuen.ac.jp/>）から入手すること。
 - イ 入札（見積り）方法
郵便、信書による入札（見積り）は認めない。
 - ウ 開札日時
平成31年3月26日（火）午後1時

エ 開札場所
鳥取城北高等学校

- (2) 入札（見積り）の手續に及び業務の仕様に関する担当
〒680-0811 鳥取県鳥取市西品治 848 番地
鳥取城北高等学校 車両担当主事 秦
電話 0857-23-3502 FAX 0857-23-3522
E-mail t-hata@yatani-gakuen.ac.jp

5 入札（見積り）の無効条件

- (1) 3に示した入札（見積）参加資格のない者のした入札（見積り）
(2) 入札（見積り）に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、委任状（様式第1号）を4の（2）の場所に提出していない入札（見積り）。
(4) 入札（見積り）に際し、不正の行為があった者のした入札（見積り）
(5) 政令、会計規則、この入札（見積）説明書又はその他入札（見積）条件に違反した入札（見積り）

7 落札者の決定方法

この入札（見積）説明書に示した業務を履行できると判断された入札（見積）者であって、鳥取県会計規則第137条の2の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札（見積り）を行った者を、落札者とする。

8 その他

- (1) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として2の（2）で見積書に輸入した金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (2) 再委託の禁止

受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。